

◎ 日本防火・防災協会が行う防火・防災管理講習について

1 防火管理講習業務の開始に至った経緯

平成13年9月1日に発生した新宿歌舞伎町ビル火災は、死者44名、負傷者3名に及ぶ被害を出す近年にない大災害となりました。

消防庁では、本火災の重大性に鑑み、その再発防止策について消防審議会に諮問し、同年12月26日「小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申」を得ました。

本答申においては、防火管理を徹底するために、防火管理責任の強化を図る必要があるとされ、その対策の一つとして次の指摘が行われています。

(防火管理者養成体制の整備)

防火管理者講習の実施頻度が少ないことなど、防火管理者が防火管理講習を十分に受けられる体制にないことが防火管理者の選任率が低い一つの理由になっているとの指摘がなされていることから、消防機関が共同で講習を外部に委託することなどにより、講習を受ける機会の確保に努める必要がある。

また、防火管理者講習の内容を再検討し、その充実を図る必要がある。

(財)日本防火協会【現(一財)日本防火・防災協会。以下「当協会」という。】では、従来から「防火管理上級講習」を実施していたことに鑑み、この指摘を踏まえて、平成14年2月に「防火管理者の育成強化に係る研究会」(座長 東尾正総務省消防庁審議官(当時))を設置し、調査、検討を行って、同年10月、次の提言を含む「防火管理者の育成強化のあり方について」と題する報告書を取りまとめました。

【講習機会の増加・拡大】(抜粋)

講習機会の増加については、特に実施回数の少ない中小都市を中心に増加を促す仕組みが必要と考えられる。

具体的には、中小都市ごとに講習機会を増大させることは効率的でなく、都道府県単位又はある程度まとまった地域単位で共同開催を行うなどの広域開催を行うことが考えられる。例えば、実施場所を都道府県内1~2か所の拠点都市で行うことで、効率的な講習の実施が可能と考えられる。

【中略】

実施主体については、民間活力の導入を可能とするような制度の整備を図る必要がある。

こうした経緯を踏まえて、平成15年1月8日総務省告示第6号により、当協会が「防火管理に関する講習を行う機関」として指定され、準備期間を経て、同年10月から防火管理講習を開始しました。

なお、その後の政省令の改正に伴い、平成16年5月31日総務省令第91号により「消防法施行規則第1条の4に規定する登録講習機関」として登録され、同年6月1日の施行日以後、登録講習機関として防火管理講習を実施しています。

また、平成15年6月に消防法施行規則の一部が改正されたことにより、新たに甲種防火管理再講習が制度化(平成18年4月1日施行)され、再講習制度の円滑な普及を図るため、施行に先立ち平成17年6月から甲種防火管理再講習についても実施しています。

総務省告示第6号

平成15年1月8日

消防法施行令第3条第一項第1号イ及び第二号イの規定に基づく防火管理に関する講習を行う機関を指定する件の一部改正

消防法施行令（昭和36年政令第37号）

第3条第一項第1号イ及び第二号イの規定に基づき、防火管理に関する講習を行う機関を指定する件（昭和62年自治省告示第1号）の一部を次のように改正する。

第二号の次に次の一号を加える。

三 財団法人日本防火協会

附則

この告示は、公布の日から施行する。

【改正前の告示】

自治省告示第1号

昭和62年1月23日

消防法施行令第3条第1項第1号イ及び第2号イの規定に基づき、防火管理に関する講習を行う機関を次のとおり指定する。

- 1 消防庁長官
- 2 都道府県知事

附 則

- 1 この告示は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 **【略】**

なお、現行の防火管理講習の実施機関は、消防法施行令第3条第1項第1号イ及び第2号イの規定により次のとおりとされています。

- ① 都道府県知事
- ② 消防本部及び消防署を置く市町村の消防長
- ③ 法人であって総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたもの
(登録講習機関)

2 防災管理講習業務の開始

平成19年6月、大規模地震等への災害対応力の強化を図るため、消防法の一部を改正する法律が公布され（平成21年6月1日施行）、特に多数の人が利用する大規模・高層建築物等においては「防災管理者」の選任、防災管理に係る消防計画の作成等、新たな防災管理制度の実施が規定されました。

これにより、施行日前に、防災管理者として必要な資格を取得するための「防災管理新規講習」を実施し、施行に伴う消防法令違反の未然防止と制度の円滑な実施を図るため、短期間に全国において多数の防災管理者を育成することが急務となりました。

このため、防火管理講習の登録講習機関である当協会に対し、防火管理と密接に関連する防災管理に関する講習についても、平成21年3月開催を目途に実施してもらいたいとの要請が各方面から寄せられました。

こうした要請を受けて、当協会では、新たな防火・防災管理講習のあり方、業務量の増加を踏まえた具体的な講習実施方策及び実施体制等について検討し、講習業務規程等を改正して、平成20年12月19日、当該講習の実施機関として総務大臣登録を受けるとともに、講習事務処理システムの構築、テキストの作成、受講需要調査の実施と講習計画の樹立、講師会議及び事務担当者会議の開催等、各種準備作業を行い、平成21年3月から防災管理講習を開始しました。

また、平成25年度末には、平成20年度に防災管理新規講習を修了した防災管理者が防災管理再講習の受講期限を迎えたことから、平成26年1月から防災管理再講習を開始しました。

3 新たな講習システムの構築

受講者数の増加とともに講習開始時から採用していたFAXによる受講申込方法が、受講者及び講習業務委託団体等の大きな負担となっていたことから、新たな講習システムを構築し、令和2年3月からインターネットを活用した受講申込受付を開始しました。

また、全国で400名以上登録されている講師の指定をはじめ講師の管理等についても新たなシステムにおいて管理するようになりました。

4 当協会講習の特徴

現行法令に基づく講習実施機関は、前述したように次のとおりとされています。

- ① 都道府県知事
- ② 消防本部及び消防署を置く市町村の消防長
- ③ 登録講習機関

このうち、①及び②は、都道府県又は市町村ごとに、当該地域の受講義務者を対象として、都道府県知事又は市町村の消防長が定めるところにより講習を実施しています。

一方、登録講習機関としての当協会が行う講習（以下「当協会講習」という。）は、消防法施行規則第1条の4又は第51条の4の規定に基づく登録内容及び防火管理又は防災管理に関する講習に係る法令基準に適合する方法により、公平かつ公正に行うこととされており、地域の講習需要等を踏まえ、都道府県及び市町村の枠を超えて全国広域で実施することとしています。

また、平成13年12月26日の消防審議会答申の趣旨に鑑み、多様な受講機会の提供とともに、講習教材の整備、講師会議の開催などにより、講習内容の充実に努めています。

登録講習機関の根拠条文

◎ 消防法施行規則第1条の4（抜粋）

（防火管理に関する講習に係る登録講習機関）

第1条の4 令第3条第1項第1号イ又は第2号イの規定による総務大臣の登録（略）は、【中

略】法人の申請により行う。

2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 【略】

二 講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類

イ 講習の業務の実施の方法、講習の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に関する事項

ロ 講師の氏名、職業及び略歴に関する事項

ハ 講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画に関する事項

ニ その他講習の業務の実施に関し必要な事項

三、四 【略】

3 総務大臣は、前項の規定により登録を申請した法人が次の要件を満たしているときは、登録しなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が講習の業務を行い、その人数が講習の業務を行う事務所ごとに2名以上であること。

イ 【略】

ロ 都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員で、火災予防に関する業務について2年以上の実務経験を有する者

ハ 【略】

二 講習の業務の公平を損なうおそれのある業務を行っていないこと。

三 講習の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合すること。

イ 講習の業務を行う部門に管理者を置くこと。

ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、別記様式第1号による修了証の交付の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。

ハ 全国の講習を受講しようとする者に対して、講習の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

4～8 【略（第4項：登録してはならない法人、第5項：登録方法、第6項：登録更新、第7項：登録更新時の準用規定、第8項：登録事項の変更届）】

9 登録講習機関は、毎年1回以上講習を行わなければならない。

10 登録講習機関は、公正に、かつ、第2条の3に定める講習に係る基準に適合する方法により講習を行わなければならない。

11 【略：役職員の守秘義務】

12 登録講習機関は、次に掲げる講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、講習の業務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 講習の業務を取り扱う日及び時間に関する事項

二 講習の業務を取り扱う事務所及び当該事務所が担当する地域に関する事項

三 講習の業務の実施の方法に関する事項

四	講習の手数料の収納の方法に関する事項
五	講習の業務に関する秘密の保持に関する事項
六	講習の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
七	第15項第2号及び第4号の請求に係る費用に関する事項
八	その他講習の業務の実施に関し必要な事項
13～15	【略（第13項：業務規程の変更命令、第14項：収支計算書、事業報告書等の作成・届出・保存、第15項：財務諸表等の閲覧請求等）】
16	登録講習機関は、講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え、講習を行った日からこれを6年間保存しなければならない。
一	講習を行った年月日
二	講習の実施場所
三	講習の受講者の氏名、住所及び生年月日
四	別記様式第1号による修了証の交付の有無
五	前号の修了証の交付年月日及び交付番号
17～22	【略（第17項：規定適合命令、第18項：業務改善命令、第19項：報告徴収、第20項：休止又は廃止の届出、第21項：登録の取り消し等、第22項：公示）】

5 当協会講習の概要

当協会講習は、前3で記述したとおり、登録・届出した「防火・防災管理講習業務規程」に基づき、関連規程を整備して、次のとおり実施することとしています。

(1) 講習区分ごとの実施概要

当協会講習の講習区分ごとの実施概要は次のとおりです。

なお、講習時間及び講習事項については、講習会場の利用制限時間、交通利便性、地域特性等に応じて、講習会ごとに受付開始・終了予定時刻又はカリキュラム等を検討・決定し、柔軟に対応しています。

講習種別	講習時間	講習事項	受講料
甲種防火管理 新規講習	2日間 概ね10時間	防火管理の意義及び制度、火気管理（火災の基礎知識、危険物の安全管理、地震対策を含む。）、施設・設備の維持管理、防火管理に係る訓練・教育、防火管理に係る消防計画	8,000円
乙種防火管理 講習	1日 概ね5時間	上記の講習事項のうち、基礎的な知識及び技能に関する事項	7,000円
甲種防火管理 再講習	半日 概ね2時間	概ね過去5年間における防火管理に関する法令改正概要、火災事例研究	7,000円
防災管理新規 講習	1日間 概ね4時間半	防災管理の意義及び制度、施設・設備の維持管理、防災管理に係る訓練・教育、防災管理に係る消防計画	7,000円
防火・防災管理 新規講習	2日 概ね12時間	甲種新規講習と防災新規講習の内容を併せて実施	10,000円
防火・防災管理 再講習	半日 概ね3時間	甲種防火管理再講習と防災管理再講習の内容を併せて実施	7,500円

注：受講料は、令和2年3月1日現在です。

(2) 講習実施体制及び開催方法等

- ア 当協会理事長を統括管理者として、当協会に有識者からなる「防火・防災管理講習運営委員会」を設置して、講習実施計画、受講料、教材その他の重要事項を毎年審議して、決定しています。
- イ 講師は、全国の消防本部等に依頼して、予防実務経験を有するOB等を登録・委嘱し、講習会場に派遣しています。
- ウ 講習は、道府県消防設備協会、市町村防災協会等の防火・防災団体と講習事務の一部委託契約を締結し、道府県単位又は広域市町村単位等で開催しています。
また、講習業務が輻輳する場合等には、事務担当委託先団体と調整の上、当協会が講習事務を直接実施する（「本部講習」と呼称）こととし、可能な限り開催要望に応えることとしています。
- エ 店舗数の多い全国展開企業やテナント数が多い大規模商業施設等又は会員数の多い業種別団体等からの相談・要請に応じて、当該企業等における受講希望者の利便と一般計画講習への受講者の集中を緩和する目的で、多様な出張講習（「企業講習」と呼称）を実施しています。
- オ 年度当初の講習計画は、毎年9月頃、全国の消防本部等に対して、次年度の開催要望調査を実施し、策定するほか、講習需要、受講申込状況等に応じて、随時、追加講習、臨時講習等を計画し、対応することとしています。
- カ 一般受講希望者等に対しては、当協会ホームページ等への情報掲載、事務委託先団体及び関係消防機関への受講案内等の作成・配布により講習会情報を提供し、窓口受付のほかファックス送信による受付を行って利便を図っています。
- キ 業務処理については、インターネットを活用した防火・防災管理講習システムを構築し、講習情報の管理及び受講申込の受付等を行っているほか、受講者情報等をデータベース化し、受講料の返金、修了証再交付事務等のために管理しています。

(3) 講習内容の向上等

- ア 当協会に「防火・防災管理講習教材作成委員会」及び必要に応じて検討部会等を設置し、講習テキスト及び補助教材等の作成・改訂を毎年行い、講習の質的向上を図っています。
- イ 隔年、講師会議を開催し、講習内容の斉一と充実を図っています。
- ウ 災害発生状況、法令改正動向等を踏まえ、企業講習の実施など社会情勢に合わせた多様な講習実施方法について調査・研究し、導入を図っています。

(4) 当協会講習の活用

消防本部等が当協会講習を活用する場合のメリット等は、次のとおりです。

- ア 経費の節減
講習の諸費用、事務担当職員の人件費及び管理費等に係る市町村等の財源負担が節減できます。
- イ 職員の労力の軽減

講習計画の企画立案、開催案内・申込書等の作成、講師の確保、申込受付、講習当日の受付・進行・会場管理、効果測定の実施、修了証の作成・交付及び講習修了者の記録・保存及び修了証の再交付事務などに係る職員の労力が軽減できます。

ウ 他の予防行政等の充実

前ア及びイで節減等した経費、労力を、査察、指導等他の予防・防災行政等の充実強化に充てることができます。

6 オンライン講習開始への取り組み

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面式講習の実施が難しい状況が生じました。そのような中、総務省消防庁からも感染症拡大防止対策を行いつつ、講習会を実施するための手段としてオンライン化に関する要望も出され、さらに規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）においても、対面を要する行政手続きについてはオンライン化する方針が掲げられました。

それらを受け、実施方法及び配信動画等について検討し、「甲種防火管理再講習及び防火・防災管理再講習」については、講習時間も比較的短く効果測定も必要ないこと、また、対面式では受講者が少ない会場もあることから、これらの動画を作成し、オンタイム方式で令和3年4月から、「甲種防火管理再講習及び防火・防災管理再講習」の一部をオンラインでの講習を開催することとしました。

令和3年度のオンラインによる「甲種防火管理再講習」を16回の705名、「防火・防災管理再講習」を9回、390名の計25回の1,095名の募集で1,087名が修了しています。

なお、令和4年度は、回数は同じですが、募集人員を倍増させ、2,115名としました。